平成２４年（フ）第１２２号
函館市日吉町２丁目32番３号
債務者　宮崎　結香
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３９号
静岡県富士市岩本581番地の24　市営住宅岩本山団地東棟302号、前住所静岡県富士市中丸255番地の１
債務者　土屋　恵子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第５５号
北海道苫小牧市青雲町２丁目２番１号
債務者　渡部　親史
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第６３号
北海道苫小牧市双葉町２丁目８番５号　吉川マンション
債務者　坂本　利博
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１６号
山形県鶴岡市美原町27番11号　クレストフジ102
債務者　斎藤　　恵
1　決定年月日時　平成24年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第２０号
山形県酒田市中央東町３番２号、前住所山形県酒田市光ケ丘２丁目14番15号　光ケ丘アパート107号
債務者　吉泉　聖香
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第６号
群馬県伊勢崎市昭和町3671番地15、申立時の住所群馬県高崎市羅漢町24―６　サンローゼ高崎405号室
債務者　長谷百合子
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１５９号
埼玉県越谷市神明町２丁目364番地１　美鈴ハイツ206
債務者　水落久美子
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１７２号
埼玉県草加市手代町318番地　イデアルピエス104号、旧住所埼玉県八潮市緑町３丁目６番地９　エクレール草加東508号
債務者　渡部　良子
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１９７号
埼玉県八潮市大字八條2819番地19　シティハイツ山本203
債務者　荒木由美子
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１９１号
埼玉県富士見市鶴瀬西３丁目21番４号
債務者　鈴木　英明
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１９２号
埼玉県富士見市鶴瀬西３丁目21番４号
債務者　鈴木あえ子
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２０７号
埼玉県所沢市大字荒幡265番地の５
債務者　鈴木　政雪
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２１０号
埼玉県日高市大字原宿357番地　コーポヤマギシ206号室
債務者　新井　孝久
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２２１号
埼玉県富士見市西みずほ台２丁目13番地７　ベアーマンション403
債務者　三浦　　恵
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５号
埼玉県本庄市児玉町下浅見1204番地４
債務者　田中　秀和
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１１５号
埼玉県熊谷市村岡399番地５　ダイアパレスリバーコート熊谷616号
債務者　佐々木秀人
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部